

# みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

## TOPIC

交通ルールは具体的にわかるよう、子供に指導しよう!!

### ～交通ルールを守るよう日頃注意していた母親に賠償命令?!～

平成23年9月、当時小学3年生だった男児の乗った自転車が60歳代の男性に衝突し重傷を負わせた賠償事故で、福岡地方裁判所は平成26年3月、児童の母親に220万円を支払うよう命じました。

裁判では男児の母親が「交通ルールを守るように日頃から注意していた」として、親の監督義務を果たしていたと主張しました。ところが裁判官は「男児への指導が具体的ではなかった」として、母親の監督が不十分だったという見方を示したのです。



### 交通ルールを守る呼びかけだけでなく、「具体的な指導」が必要!!

この判決のポイントは何と云っても、親権者である親が子供に対して自転車利用の交通ルールについて「具体的な指導を行う必要がある」ことを示したこと、事故を起こした場合の「賠償責任を免れることの難しさ」にあります。

「人にぶつからないように気をつけなさい」「事

故にあわないように気をつけなさい」といった注意だけでは、子供は具体的な交通ルールを理解することができません。親が実際に行動で示すことはもちろん、「二人乗りはしない」「信号は正しく守る」などより具体的に教えてあげることが大切です。また、子供はヘルメット着用を心がけましょう。

### イラストでみる自転車利用の主な交通ルール!!

#### ●歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



※自転車は車両ですが、自転車も例外的に歩道を通ることが出来る場合があります。しかし歩道上ではあくまで歩行者優先です。歩道を通るときは、歩道の車道寄りまたは指定された部分をすぐに停止できる速度で走り、歩行者の妨げとなる場合は一時停止しなければなりません。違反した場合、2万円以下の罰金または料料。

#### ●夜間は必ずライトを点灯する



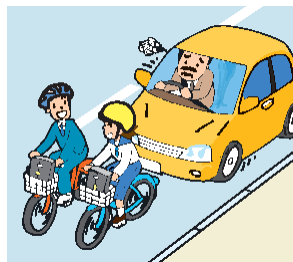
※夜間の無灯火運転の場合、5万円以下の罰金。

#### ●二人乗りはしない



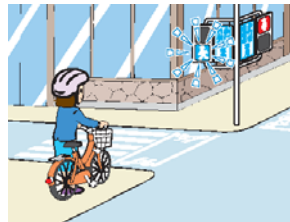
※ただし、幼児を乗せる場合は、例外的に認められています。違反した場合、2万円以下の罰金または料料。

#### ●道路は並んで走らない



※「並進可」の標識のある場所では、2台まで並進できます。違反した場合、2万円以下の罰金または料料。

#### ●信号を正しく守る



※信号無視は3か月以下の懲役または5万円以下の罰金。

#### ●一時停止と安全確認をしっかりと行う



※一時不停止は3か月以下の懲役または5万円以下の罰金。

#### ●自転車乗車中は、携帯電話、イヤホン等は使用しない



※自転車乗車中の携帯電話、イヤホン等の使用、傘さしといった行為は、各都道府県公安委員会の遵守事項違反（5万円以下の罰金）にあたる場合がありますので、やめましょう。

#### ●傘さし運転はしない

